

燕市の未来を託す大切な1票  
棄権しないで投票しよう！



# 10月23日 投票時間 午前7時～午後8時 燕市議会議員一般選挙

◎期日前投票期間 10月17日(月)～22日(土)

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 0256-77-8313

市議選に関する情報は市ホームページをご確認ください。

市ホームページ  
はこちら▼



●投票の有無のお知らせ  
立候補者が定数(20人)を超えない場合、投票は行われません。投票の有無は10月16日(日)の午後5時過ぎに市ホームページでお知らせします。

●投票できる人：次の全てに該当する人  
①平成16年10月24日以前に生まれた人  
②令和4年10月15日現在で燕市の住民基本台帳に登録されてから3か月以上経過した人(令和4年7月15日以前に住民票が作成された人)で、投票日当日も引き続き燕市に住所を有する人  
※ただし、法律の定めるところにより選挙権を停止されている人は投票できません。

●市内転居した人  
令和4年9月23日以降、市内で転居した人は、転居する前の住所で選挙人名簿に登録されているため、転居前の投票所で投票してください。

●投票所入場券の送付  
10月16日(日)ころにはお手元に届くように発送します。入場券は世帯主宛てに送られ、1枚のシール式はがきに家族6人分まで連記されています。各自切り離して投票所にお持ちください。入場券には投票所名が記載されていますので、お間違えのないようにご来場ください。なお、入場券が届いた人でも、投票前に燕市から転出した人は投票できません。

●投票所における新型コロナウイルス感染症対策について  
①投票所にはアルコール消毒液を設置します。②投票事務従事者などはマスクを着用します。

●不在者投票の仕方  
(1)指定病院・老人ホームなどに入院・入所している人  
入院・入所している病院などが不在者投票指定施設の場合で、投票日当日に投票所へ行けない人は、その病院などで投票できます。  
この制度を利用する場合は各種手続きが必要です。病院などへお早めにお問い合わせください。

●選挙公報を届けます  
候補者の氏名・経歴・政見や写真などを掲載した選挙公報を各自自治会を通じてお届けするほか、市ホームページにも掲載します。  
また、次の公共施設に配置しますので、必要な人は各施設の

で連記されています。各自切り離して投票所にお持ちください。入場券には投票所名が記載されていますので、お間違えのないようにご来場ください。なお、入場券が届いた人でも、投票前に燕市から転出した人は投票できません。  
万一、入場券が届かなかったり、無くしてしまったりした場合は、投票所の係員へ申し出てください。選挙人名簿に登録されている人であれば投票することができます。  
●投票所については  
投票所の場所は二次元コードでも確認できます。  
■字が書けない人は  
病気やけがで字が書けない人は申し出てください。係員が代わって候補者氏名を書きます。投票の秘密は固く守られます。  
■点字投票ができます  
目の不自由な人は点字投票ができます。投票所の係員に申し出てください。

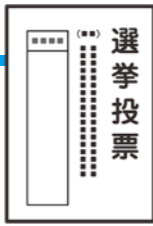
③投票所内は定期的に換気を実施します。④投票所内の記載台や鉛筆などは、定期的に消毒します。⑤密にならないよう、記載台は一定の間隔をあけます。  
なお、ご来場の際は、マスクの着用や手指消毒などにご協力ください。また、期日前投票日の後半や投票日当日の午前中は混み合う傾向にありますので、できるだけ混雑する日や時間帯を避けた投票にご協力ください。

前に投票用紙などを文書で請求する必要があります。  
③郵便等による不在者投票制度  
身体に重度の障がいのある人は、自宅で投票する「郵便等による不在者投票制度」を利用できます。  
この制度で投票できるのは、法律で決められた要件に該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている人に限られます。  
また、一部の該当する人は代理記載制度も利用することができます。  
(4)特例郵便投票について  
新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などをしている人で、一定の要件に該当する人は、「特例郵便等投票」を行うことができます。  
(2)から(4)については、燕市選挙管理委員会へお問い合わせください。

窓口にてお求めください。  
①市役所(1階つばめホール)  
②燕サービスコナー(燕庁舎2階)  
③中央公民館  
④吉田産業会館  
⑤分水サービスコナー(分水公民館)

●開票の参観と結果  
開票は10月23日(日)の午後9時から、燕市民体育館(大曲)で行います。入場制限は行いませんが、参観を希望する人は、係員の指示に従い、十分な感染症対策を行ったうえで参観してください。

●開票結果について  
市ホームページで開票当日の午後10時から開票状況を随時掲載します。



## 投票用紙の書き方

候補者を1人選び、投票所に掲示されている氏名掲示のとおりその候補者氏名を投票用紙に書いて投票してください。  
誤字や氏名以外が記載された投票用紙は、無効票となる場合があります。

施設名	期日前投票期間	受付時間
市役所 1階 つばめホール (吉田西太田 1934)	10月17日(月)～10月22日(土)	午前8時30分～午後8時
燕庁舎 1階 エントランスホール (白山町2-7-27)		午前8時30分～午後5時
分水公民館 1階 小会議室 (分水新町2-5-1)		

期日前投票宣誓書 ※当日投票される方は記入不要です。  
私は、選挙の当日、下記の事由に該当する見込みであることを誓います。  
燕市選挙管理委員会委員長 宛 令和 年 月 日

住所	燕市		
氏名	生年	明・大	年 月 日
事由	1 仕事・学業・冠婚葬祭	2 旅行・買物などで外出	
	3 病気・けが・出産など	4 交通至難の離島に滞在	
	5 他市町村に住居移転	6 天災又は悪天候など	

表面に記載されている方がお書きください。

入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」になっています。事前に記入してお持ちいただくと受付が早く済みます！



## 期日前投票をご利用ください

10月23日(日)の投票日に仕事や旅行などで投票できない場合は、投票日前でも投票ができます。買い物などで外出する場合も、投票できない理由として認められていますので、投票日に用事がある人は、期日前投票をご利用ください。期日前投票は、左の表のうちどこでも投票できます。

## やってはいけない選挙運動！

選挙運動期間は10月16日(日)～22日(土)までです。選挙違反のない、きれいな選挙にするため、選挙運動として禁止されている事例をご紹介します。

### ■戸別訪問の禁止

選挙運動のため、有権者の家、会社や工場などに戸別に訪問することは禁止されています。

### ■飲食物提供の禁止

選挙運動のため、飲食物を提供することは禁止されています。ただし「湯茶と通常用いられる程度の菓子」「選挙事務所で提供する定められた範囲内の弁当」は禁止対象から除外されています。

### ■買収・供応接待の禁止

選挙運動のために ①有権者に金銭や物品を与えること ②酒食による接待をすることは禁止されています。

### ■寄附の禁止

候補者から市内の個人や法人に寄附をすることは禁止されています。有権者から候補者への寄附は、金額などの制限があります。

### ■公務員等の選挙運動禁止

一般職(常勤)の地方公務員は、所属区域内で選挙運動をすることは禁止されています。また、民生委員など特別職(非常勤)の公務員は、選挙運動をすることができますが、公務員の地位を利用した選挙運動は禁止されています。地位を利用した選挙運動には ①職務権限を利用した選挙運動 ②職務で訪問した家での選挙運動 ③職務上影響力のある相手に対しての選挙運動などがあります。

### ■選挙権のない人の選挙運動禁止

17歳以下など選挙権のない人は選挙運動ができません。

